

ソーシャルネットワークサービス運営に関する細則

(目的)

第1条 ホームページおよびソーシャルネットワークサービス (Social Network Service: SNS) は、日本集中治療医学会 (以下、「本会」) の活動・ガイドライン等の医療情報を、社会に向けて情報発信を可能とする電子プラットフォームである。すでに多くの公的機関・組織・企業・団体が SNS を通じた情報発信と議論・対話を行っており、本会においても SNS 投稿による情報発信を整備する必要性があることから、本会における SNS 運用に関する体制と情報発信について必要な事項を定めることを目的とする。

(体制)

第2条 本会ブランディング委員会、SNS 運用ワーキンググループおよび事務局 (以下、「発信者」という。) による発信体制とする。必要に応じて、本会における学術集会・支部学術集会・セミナー・その他イベントにおいて、運営担当と協働して投稿・情報発信を行う。また、本会の委員会体制により、発信体制は変更となる可能性があり、変更の際にはこの細則も適宜改定する。

(発信プラットフォーム)

第3条 SNS 投稿発信手段はブランディング委員会および SNS 運用ワーキンググループで実用性と継続性について協議、決定する。(2024年現在: X (旧 Twitter), Facebook, Instagram, YouTube)

(アカウント確認)

第4条 発信者は事務局に必要なアカウント情報の確認を行った上で、本会公式アカウントから投稿・情報発信を行う。

(発信内容)

第5条 発信者は別紙に定める SNS 投稿運用指針の原則および注意点に従い投稿・情報発信する。

(帰属)

第6条 発信者が公式アカウントに投稿した内容や写真等の著作権は本会に帰属する。

(SNS に関する対応)

第7条 SNS 投稿に関する個別の SNS への問い合わせ (コメント等) は、原則として返信等は行わないものとし、事務局にて受け付けるものとする。SNS 投稿に対する事務局への問い合わせは、事務局・SNS 運用ワーキンググループリーダーおよびブランディング委員会で協議し、必要に応じて理事会に助言および補助を得る。

(免責)

第8条 投稿は内容を精査したうえで掲載するが、情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

(細則の変更)

第9条 この細則は、ブランディング委員会の提案で、理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2024年2月9日から施行する。